

「ふくしまプライド。」の発信と福島県産農林水産物の販路拡大
に関する連携協定

福島県（以下「甲」という。）と麒麟株式会社（以下「乙」という。）は、「ふくしまプライド。」の発信と福島県産農林水産物の販路拡大のため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙が相互に緊密に連携し、それぞれが有する資源を有効に活用しながら、「ふくしまプライド。」を広く発信するとともに、福島県産農林水産物の販路拡大を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項（以下「連携事項」という。）について、連携して取り組むものとする。

- (1) 「ふくしまプライド。」の発信に関する事
- (2) 福島県産農林水産物の販路開拓・拡大に関する事
- (3) 福島県産農林水産物のブランド強化に関する事
- (4) 人材育成その他に関する事

2 甲、乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、連絡、調整及び情報交換等を適宜行うものとし、必要に応じて会議を開催するものとする。

（財務的義務）

第3条 甲、乙に財務的義務を生じさせるものではない。

（内容の変更）

第4条 甲、乙のいずれかが協定内容の変更を申し出たときは、その都度、協議の上、必要な変更等を行うものとする。

（有効期間）

第5条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、当該有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙から特段の申し出がないときは、期間満了の日から1年間、本協定を更新するものとし、その後も同様とする。

（守秘義務）

第6条 甲、乙は、連携事項の実施に当たり知り得た情報を、相手方の承認を得ずに第三者へ開示し、又は漏えいしてはならないものとする。

2 前項の規定は、本協定の期限切れ又は終期を迎えた後も、その効力が存続するものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲、乙で協議の上、これを定めるものとする。

本協定の成立を証するため、本協定書2通を作成し、甲、乙の代表者がそれぞれ署名の上、各自1通を保有するものとする。

平成29年7月10日

甲：福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県知事

内堀 雅雄

乙：東京都中野区中野4-10-2 中野セントラルパークサウス
麒麟株式会社
取締役常務執行役員

溝内 良輔